

遵 守 事 項

下記遵守事項を必ずお読みのうえ、申請いただくようお願いします。

- 1 告知端末機器の良好な維持管理に努め、異常がある場合は、速やかに連絡します。
- 2 変更届出書及び利用申込書に記載した内容に変更があった場合や志布志市から転出予定がある場合は、速やかに届け出ます。
- 3 告知端末機器を第三者に譲渡、転貸等はしません。
- 4 告知端末機器を分解、改造は行いません。
- 5 告知端末機器の維持に必要な電気料、乾電池等の費用を負担します。
- 6 故意又は不注意により告知端末機器を破損等した場合は、その実費を弁償します。
- 7 設置場所を住居として使用しなくなったとき又は告知端末機器が不要となったときは、直ちに連絡すると共に告知端末機器の返還をします。